

### 【学科教習のQ&A】

Q：学科1 1番はどうやって受けるの？

A：第2段階の技能教習1 2回目とセットで受けることになります。  
技能1時間 + 学科1時間 = 合計2時間連続 になります。

Q：学科2 6番はどのタイミングで受けるの？

A：第2段階の高速教習（通常1 3回・1 4回目）の前までに必ず受講して下さい。  
※未受講の場合は高速教習を受ける事が出来ません。

### 【技能教習のQ&A】

Q：予約が必要？

A：あらかじめ予約が必要です。予約機又はスマホ（要登録）から予約出来ます。  
スマホから予約したい方は、事前に受付にて登録が必要になります。

Q：予約していたけど、当日都合によりキャンセルしたいときは？

A：電話にてキャンセルの連絡をして下さい。尚、当日の朝7時以降のキャンセルは  
キャンセル料¥1, 100円（税込み）を頂きます。

Q：みきわめとは？

A：教習を修了するか否かを判断することです。総合運転として、教習を行いながら  
指導員が判定します。みきわめが良好になると検定を受けることが出来ます。  
※効果測定に合格していないと、みきわめを受けることが出来ません。

Q：キャンセル待ちとは？

A：あらかじめ技能教習の予約をしていた方が、当日キャンセル等で担当予定の指導員が  
空くことがあります。その空きに乗車することが出来るのがキャンセル待ちです。  
キャンセル待ちは先着順で、IDカードを使用します。  
詳しくは受付にて確認して下さい。  
※必ず乗車できるわけではありません。

※その他わからないことがあれば、気軽に受付スタッフまでお尋ね下さい。

## 【普通車】《自動二輪免許所持者》

# 教習の進め方

太田自動車教習所へようこそ！

## 【教習を受ける心構え】

教習所は、免許を取得するためだけの学校ではありません。  
免許取得後、「一生無事故無違反ですごせるよう」

### 【注意事項】

- ・以下のはきものでは技能教習(シミュレータを含む)は行えません。  
※厚底靴、ハイヒール、サンダル、スリッパ、下駄、素足等は不可
- ・眼鏡等の条件が付いている方は、眼鏡等が無ければ

### 【記載事項の変更について】

- ・住所や氏名が変更になった際は、すみやかに申し出て下さい。
- ・運転免許証に変更があった場合も申し出て下さい。  
(免許の取消、停止、失効、他車種免許の取得等)

# 第1段階

入所説明・適性検査

技能教習 (場内)

MT車：最短13時限  
AT車：最短10時限  
※予約制、1日2時限まで

※第1段階は学科がありません

一段階技能教習の最終時に『みきわめ』を実施、良好が出たら修了検定を申し込みして下さい！

適性検査（視力検査）、修了検定（場内技能検定）

再度検定申込

合格

※仮免許証交付

第2段階へ

不合格

補習教習（1時限技能教習）

## 【学科教習の受け方】

- ・1階ロビー階段付近にある「本日の学科予定表」ボードで、受たい学科の教室を確認します。（予約の必要はありません。）
- ・教習原簿、教習手帳、教本等を持って、教習開始5分前までに該当する教室へ。  
※学科は2段階のみあります。（11、26番のみ）  
※2段階学科「11」番は2段階技能教習（通常12回目）とセットで受講します。

## 【技能教習の受け方】

- ・あらかじめ予約機、又はインターネットで予約が必要です。（当日の予約は不可）
- ・配車券を発券します。発券時間は、教習時間の30分前から5分前までです。  
※配車券は毎時間発券が必要。ただし、2時限連続の場合のみ2枚連続で発券されます。  
※教習時間の5分前までに発券されない場合、自動的にキャンセルとなります。（有料）  
※第2段階技能教習では仮免許証が必要です。忘れた場合、技能教習が受けられません。  
※「みきわめ」を行うとき、所持免許を担当指導員に提出する必要があります。（各段階にて必要）
- ・教習原簿、教習手帳、配車券、教本等を持って、教習開始時間までに該当する教習車両へ。
- ・教習当日の朝7時以降のキャンセルはキャンセル料¥1,100（税込み）が発生します。

# 第2段階

修了検定合格後

(路上) 技能教習 ※仮免許証が必要

MT車・AT車とも最短19時限  
※予約制、1日3時限まで  
連続3時限は不可

学科教習

高速教習実施までに  
学科26番を受講して下さい

※学科11番は技能とセット

※技能教習（通常10回目から14回目まで）は受付で予約します。

二段階技能教習の最終時に『みきわめ』を実施、良好が出たら卒業検定を申し込みして下さい！

卒業検定（路上技能検定）

再度検定申込

合格

卒業です！おめでとうございます！

不合格

補習教習（1時限技能教習）

住民票記載の住所地の免許センターで免許証の更新を行って下さい！

## 【修了検定・卒業検定】

- ・各段階技能教習最終時に「みきわめ」を行い、指導員より「良好」の判定が出ると修了・卒業検定の申し込みが出来ます。（受付にて申し込み）
- ・修了・卒業検定の申し込みは、受たい日の前日まで（教習所休業日を除く）月～金曜日はPM4：50まで、土日はPM2：50までで〆切となります。
- ・修了検定実施曜日は、火・木・土曜日（教習所休業日を除く）に実施します。
- ・卒業検定実施曜日は、日・月・水・金曜日（教習所休業日を除く）に実施します。
- ・検定の申し込み可能時期は、「みきわめ良好」の判定が出た後になります。
- ・卒業検定合格者は住民票に記載されている住所地の免許センターにて免許証の更新をして下さい。  
※例：住所地が群馬県の場合、前橋免許センターで免許証の更新をして下さい。

## 【期限について】

- ・教習を開始した日から、9ヶ月で教習を修了して下さい。期限を過ぎてしまった場合、それまでの教習が全て無効になります。
- ・仮免許有効期限は、取得した日から6ヶ月間です。
- ・全教習が修了後、3ヶ月以内に卒業（卒業検定に合格）して下さい。